

○吉本議長 一般質問を続けます。

通告8番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一です。これから一般質問をさせていただきます。

私は、台風被害について、それから性的少数者対応について、下水道工事について、那賀病院の労働実態について、農業振興政策について、教育環境の改善について行います。

まず最初に、台風被害について質問をさせていただきたいと思います。

今回、10月24日、超大型の台風21号は、22日の夜から23日の未明にかけて紀伊半島沖を通過して、県内でも甚大な被害が出ておりました。隣の紀の川市では、住宅に土砂が流れ込んで、高齢夫婦が巻き込まれ、82歳の男性が死亡され、県内各地で床上・床下浸水の被害が発生しております。海南市では、土砂崩れによって、通行車両約30台が一時身動きがとれなくなるなど、各地に大きな爪跡を残しました。心からお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方については、衷心からご冥福をお祈りいたしたいと思います。

県内各地で豪雨を伴う大雨となり、和歌山气象台によると、累積雨量が、新宮市で960ミリ、和歌山市で最大瞬間風速31.9メートルを記録したと言われております。県内では、2地区、931世帯、2,240人が避難勧告、有田川を中心に約1,190件が停電をしてまいりました。紀の川市では、最大で11カ所に約200人が避難され、貴志川町丸栖、桃山町調月地区では、貴志川の水位上昇によって、支流や農業用水があふれ、市内で100件以上と見られる住宅が浸水をしました。

23日の朝から那賀消防組合は、周囲を水に囲まれた孤立した住宅をボートで救出をして、一帯の水をポンプ車でくみ出す作業が行われ、午後3時ごろには冠水した道路も通行できるようになったとあります。

15年ほど住んでいるが、これほどの被害は2回目で、22日の雨は以前ほどの豪雨ではなかったが、台風が来る前から雨が続けているからではないか。後の掃除が大変だという声を言われておりました。

23日には、県内各地で、幼稚園16園、小学校52校、中学校11校、高校9校、特別支援学校8校で休校となり、一部の学校では自宅待機の後、授業再開となったと言われております。孤立した住民を救出するため向かう消防隊員、台風21号の影響で住宅地が大規模冠水した和歌山県紀の川市は、この一帯における豪雨によって、大変な被害をこうむっていると云わざるを得ません。

最近の異常気象は、地球温暖化によることが、その一因であると言われており、岩出市においても、今後想定されると考えられると、私たちは思っております。日常的に、ふだんの備えが求められているというふうに思います。

今回、市長の行政報告の中で、台風、この被害について一言も触れられなかったことについては大変遺憾であり、岩出市の実態を見る限り、私は、この被害について看過できないというふうに思っております。

そこで、以下の質問を行います。

まず第1点は、21号、22号による岩出市民の生活、農業への被害はどうであったのか、その対応はどのようにされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

2点目に、岩出市における気象警報発令時の避難誘導や避難場所の開設手順はどのようなものとなっているのか。

3番目に、紀の川の河川水位モニタリング体制及び伝達方法について、どのようなものになっているのか。

4番目に、過去の質問で、市は道路敷に不法に設置されていた避難誘導掲示物について、撤去すると答弁してきたが、何基撤去してきているのか、その経過についてお聞きをしたいと思います。

それから5番目に、台風被害による浸水によって、岡田スポーツ広場の濁流、浸水及びヘドロの撤去について、市はどう認識して、どう対応してきたのか。

以上、5点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員ご質問の台風被害についての1点目、21号、22号による市民生活、農業への被害について、通告に従い答弁をさせていただきます。

台風21号、22号による被害については、住宅の床下浸水等、市民から報告はございません。

2点目、気象警報発令時の避難誘導や避難場所の開設手順について、お答えいたします。

台風襲来のおそれがある場合は、事前に対策会議を開き、職員配備体制等の対応について協議を行い、大雨、洪水、暴風警報発令時は、職員のおおむね半数が市内・市外在住を問わず参集することとなっています。

参集後は、岩出市地域防災計画等に基づき職員の配備を行い、情報収集及び伝達や市内の巡回、避難所の開設等を行っております。避難準備、高齢者避難開始情報

や避難勧告等を発令する場合は、職員により避難所を事前に開設し、受け入れ体制を整えるとともに、防災行政無線や安心・安全メール、広報車による広報活動等により避難を促します。

また、避難誘導についてですが、行政が行える範囲は限られていることから、住民の方には、日ごろから各自安全な避難経路を確認していただき、住民一人一人の防災活動である自助、また、地域の自主防災組織等が連携して行う防災活動である共助を最大限に発揮していただき、各避難所施設へ避難していただくこととしております。

それから、県との連携につきましては、被害状況を報告するなど、連携を密にしており、また、河川の洪水予報に応じて、和歌山県河川国道事務所長から樋門操作の待機、出動指示があれば、岩出市から各樋門の操作員に指示を行っているところ です。

次に3点目、紀の川河川水位モニタリング体制及び伝達方法についてですが、この体制については、国土交通省のホームページで公開している川の防災情報で、紀の川の水位の確認を行っており、水位上昇による避難準備情報等の市民への伝達につきましては、防災行政無線や安心・安全メール、広報車による広報により伝達をしているところですが、豪雨等により音がかき消されることがあるため、今後、エリアメールによる伝達も取り入れてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 台風被害についての1点目、21号、22号による市民生活、農業への被害についてお答えいたします。

台風21号の浸水対策としまして、紀の川の水位が上昇することを想定して、山崎地区の山崎樋門では、既設の排水ポンプ、パイ200、3台と、今年度設置しましたパイ500、2台に加え、国土交通省所有の排水ポンプ車、毎分30立方メートルの出動要請を行い、対応していただきました。

また、溝川地区の古戸川樋門につきましては、既設のパイ500、2台と、パイ200、1台のほか、岩出市の排水ポンプ車、毎分30立方メートルも配置しました。なお、古戸川が県河川であることから、県から仮設ポンプ、パイ200を4台、毎分4立方メートルを4台設置していただきました。

さらに、溝川6番地自治会に内水を排水するポンプ、パイ200、1台、毎分4立方メートル等を設置したことにより、床上・床下の浸水被害には至りませんでした。

次に、台風21号の農業被害につきましては、農作物の被害状況は、品目では、水稲、ハッサク、キウイフルーツ、桃、イチジク、キャベツ、白菜及びブロッコリーの8品目で、被害面積は30.2ヘクタール、被害金額は791万1,000円です。

次に、農地・農業用施設被害で、農地災害が3件、被害額は616万4,000円となっております。なお、台風22号の浸水対策及び浸水被害はありません。

続きまして、台風被害についての4点目、市道にある避難看板の撤去について、お答えいたします。

当該看板は、通常であれば、設置者である和歌山防災協会が道路の占用期間満了に伴い撤去するものでありますが、協会の実態がなく、また、申請者も他界していることから、道路法第44条の2、道路管理者権限に基づき、腐食等で市道の通行や道路に危険を及ぼす、またはおそれがあるものについては、その都度、市で撤去しております。

なお、当該看板の撤去状況につきましては、現在までに29本撤去し、残り34本となっております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 ご質問の5番目、岡田スポーツ広場の浸水及びヘドロの撤去について、お答えをいたします。

10月22日の台風21号接近に伴い、紀の川上流のダムの放流もあり、岡田スポーツ広場への浸水被害が拡大し、グラウンドの一部使用ができない状態となっております。3面あるグラウンドは、1面を利用の多い硬式野球に週5日程度、もう1面を軟式野球に週2日程度、利用いただいております。

維持管理については、使用者にご協力いただきながら実施しており、今回、工作物の撤去等が不十分であったため、被害が拡大したものでございます。現在、災害に係る国・県への報告や補助金等の検討に時間を要し、利用される市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

市としましては、今後も維持管理に使用者のご理解、ご協力をいただきながら、できる限り、早期の復旧工事に努めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。家屋の浸水についてはなかったと。それについては、やはり山崎地区、その他地区においても、ポンプ車による設置が功を奏したと、私はそのように思っております。

農家における被害、キャベツとか白菜とか、今言われたように、被害額としても合計しますと1,000万を超えるという被害が発生しているわけでありまして、これについて、私はもっとこの問題については、真剣に考える必要があると、そのように思っておるところであります。

そこで、これらの問題について、市長を初め、どのような認識で、今回の台風の被害についてあったのかということをお聞きいただきたいと思いますので、市長として、どういう見解なのか、改めてお聞きをしたいと思っております。

それから、2番目の気象発令、避難誘導、これについては、今、避難所の場所の開設については、市職員が半数以上結集できるような体制をとっているんだということなんですが、市職員における岩出市内の居住されている市職員、何名おられるのか。その方は、その状況に応じて集合できる場合とできない場合があるんですけども、そういう場合にどのような手だてをしているのかということが求められると思うんですね。

それと、気象警報については、県のほうから伝達が来るというふうに思うんですが、これは海南市でトラブルって、正確に県のほうの発令が届いてなかったという事案があったと聞いております。岩出市においては、そこら辺について、十分な体制がとれているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、河川のモニタリングについてですが、やはり河川のモニタリングについては、国交省のほうから連絡が来ると、ホームページで見るとということなんですけども、これもあわせて、県と国との絡みで、岩出市として、そこら辺の連絡体制をどのような形で構築してきているのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、こういうような集中豪雨のときには、防災無線というのはほとんど聞こえないと言っても過言ではありません。大雨による音と防災無線において、マイクで伝達されても、多くの市民の方は聞くことが不可能な状況にあります。

エリアメールについて導入をするということなんですが、これについては、いつから導入をする準備をされているのか。エリアメールについて、私は思うんですが、今回の紀の川市の丸栖あたりの情報は、私の携帯にも紀の川市の情報が入ってきたんですけども、当該者でないんで、余り気にしてなかったんですけども、そういうものが二、三回、私の携帯にも入ってくるというような状況にあることはびっくりしますし、それに対して、我々はどのようにしていくのかということも考えておく必要があると思っておりますので、そこら辺について伝達方法、特に、市職員の方とあわせて、議員にもその状況というのは、やはり伝達をして、議会と行政が一体となって、こ

の災害に対する行動を起こせるような仕組みづくりというのが求められるんじゃないかと思っておりますので、あわせてそういうお考えがあるなら、お聞きをしたいと思えます。

それから、4番目の避難看板については、これは現副市長である方が総務部長のときに、これは早急に撤去するんだということを私の質問に対して答弁をされてきました。しかし、いまだに34基が存在をすること、私には、市の行政、何しているんだと。どういう対応でやってきたのか、疑問でならないわけでありませう。早急に、必要でないこの看板については撤去をせよと。必要であるなら、看板の差しかえをして、それを有効利用するということの手もあるわけですから、そういう提案をしたんですけれども、これは不法物だから撤去するということ答弁をされてきておりましたので、これについてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、岡田スポーツ広場の件ですが、当日、明くる日、二、三日後に、尾和さん、ちょっと見てくださいということで、現場を確認しました。まさしくヘドロが、約1メートル近いヘドロが流れ込んでおられます。これについて、岩出市がもっと早く手を打つべきではないかなと。父兄の皆さんがユンボなりショベルカーなりを動員して、ボランティアで実費でやられていたと。教育委員会のほうに連絡しておるんですかという、教育委員会は何も動いてくれんですよと。実態に、教育管轄ですから、教育委員会として、現地を見て、これは大変だという認識があるなら、それに対して対応を早期にやっぱりやるべきではなかったんかなと、そのように思っております。

今、ご答弁いただきましたが、工事を早急にとということなんですが、1カ所に寄せられているヘドロの集積等についての処分を含めてでしょうけれども、今後どういうスケジュールで、この岡田スポーツ広場、これは国から教育委員会が借り受けて貸しているわけですから、教育委員会として主体的にこの問題をどう処理するのか、方針もあわせて、どういうスケジュールでこれをやっていくのか。それから、ボランティアでやられた人たちの件も含めて、支援的な支援金、補助金、ここら辺についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の台風被害についての再質問について、お答えをいたします。

これは今回、岩出市が被害が非常に少なかったということについては、前もって、また当日の職員の対応が功を奏したものと判断いたしております。私も1日ずっ

とその行動を見てましたけど、非常に、職員みんな頑張っておったと思います。

それから、災害被害の対応であります、今、国のほうで補助等の事務手続きにかかっております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、職員が岩出市内の者が何人おるかということですが、市職員330人中です。その当時の住所地で申し上げます。市内196人ということで、おおむね6割の者が、岩出市内に在住をしております。

それから、県からの発令はきちんと届いているのかと。海南市の例を言っていたかもしれませんが、県との連携は密にしております。メールであったり、ファクスであったり、また電話、このようなもので、きちっと情報の共有をしております。

それから、河川のモニタリングの件ですが、先ほど答弁させていただきましたように、国土交通省のホームページにあります河川の防災情報、これによりまして、水位の確認をしております。また、河川の水位あるいは雨量の情報については、NHK、またテレビ和歌山のデータ放送で伝えられておりますので、住民はこの情報を容易に最新の情報として見ることができると思います。

それから、防災無線が聞こえないという話ですが、エリアメールの準備につきましては、平成30年度に準備を、準備というか、導入を考えております。

それから、議会への連絡ということですが、今回は大きな被害はありませんでしたけれども、議会への連絡が必要と我々判断すれば、議会事務局を通じて連絡をさせていただくということでございます。

先ほど、職員の人数の話をしていただきましたけれども、出れない職員がある場合は、別の者が代替として出て、おおむね半数の者が出ると、こういうふうな対応をさせていただいております。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 避難看板についての再質問にお答えします。

先ほどもお答えしたとおり、本来、撤去は設置者がするべきものでありますが、管理者権限により市で撤去しております。全部一遍に撤去するとなれば、お金もかかりますので、定期的に点検を行いまして、危険なものから撤去しているという状況でございます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 岡田グラウンドの整備のスケジュールについて、まずお答えをいたします。

工事期間約1カ月と考えております。整地、転圧、土入れ等を行った上で、堆積しているヘドロの撤去等、必要であります。本年度中に完了したいと考えてございます。

ボランティアへの支援等につきましては、使用団体の工作物の撤去等が不十分であったために被害が拡大したという部分、それから自主的に仮復旧して、早期に利用されたいという申し出等があったことに鑑み、ご協力をいただいた次第でありまして、最終的に市が責任を持って工事を行いたいと思っておりますが、ボランティアへの支援については、現時点では考えてございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岡田スポーツ広場の件なんですが、今、部長が答弁したように、この時点で浸水した実態については見てこられたのか、現地を見ているのかという答弁漏れがあるので、それとあわせて答弁いただきたいと思っております。

やはりこういう問題については、当事者とあわせて、教育委員会が主導して、支援をボランティアでやってもらうという一面あると思うんですが、最低限、ユンボを動かしたり、ブルドーザーを動かしたりすると、その他のダンプカーを動かすと、燃料代は要るわけですね。ここら辺については、やっぱり補填をしてあげるのは原則ではないかなと。

それとあわせて、こういうことが、例えば、大宮緑地で起きた場合、そしたら、そのときには見て見ぬふりするのかということもありますし、父兄にとっては、子供たちが野球を早期に練習したいという思いで、その撤去作業をされたというように、私は認識をしておるわけですね。

だから、市として、おんぶにだっこじゃなくして、主体的にこの問題については、当初から取り組みをやるべきでなかったかなというように思いますので、今後の教訓にしていきたいなと思っております。

それから、看板の撤去問題ですが、部長のほうから答弁いただきました。これ、私が質問して、もう何年たっておると思います、市のほうの答弁いただいてから。いまだに残っていると。私は、そのときにも言うたんです。言うたら、早急に撤去するんだと言われるから、私はそれをよしとしておったんですけども、もう長い期間たっておるんですよ。1年や2年の話ちゃうんですよ。議事録見ていただいたら

わかると思うんですが。これは必要でないのであれば、早期に撤去すると言われたとおり、実施をしていただくことが求められると思うんですね。

私は、それよりか看板をつけかえたら、使えるところについては、より多くの市民の皆さんがそれを見てわかるわけですから、根元が腐ってないとか、そういう看板については応用して使ったらどうですかと言うたら、いや、そんな必要ないんだと言われたから、私は、そのとおり、今回、再度質問させていただいているわけでありまして、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再々質問にお答えします。

当時の質問の中で、私のほうが道路の端にある看板についての撤去について答弁したというご発言でございます。

当時のことですので、なかなか記憶を思い起こすのが難しい状況ではありますが、私の記憶では、先ほどから事業部長が申し上げたとおり、これはそもそも設置者である和歌山県防火協会の所有のものであります。したがって、市がその所有者に無断で撤去するということはできません。そういうふうなお答えをさせていただいたかと思えます。

ただ、いろいろな障害であるとか事故等、こういうふうなことも懸念されるということが考えられるので、その場合においては、先ほど申し上げたような、法に基づいた管理者権限によって撤去もさせていただくと、こういう形の回答だと、このように記憶しています。

したがって、今現在、63本の占用時から29本撤去いたしまして、34本残っておりますが、これについては腐食、それとも市道等の通行道路に危険な状況、そういうおそれがある場合については、今後は市のほうで撤去を検討していきたいということでございます。

(「それは事実と違う。」の声あり)

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 岡田グラウンドの件についてお答えをいたします。

まず、教育委員会がその場を確認していないのではないかとということですが、水を引いた段階で、すぐさま現場を担当者が確認して、写真を撮って、私のところにも報告をもらってございます。

それから、ボランティアの方々への対応、それから、大宮グラウンドが浸水した場合、どうなるかということについてなんですが、大宮グラウンドにつきましては、岡田グラウンドよりも立地が高いことから、今回も被害はありませんでしたが、万一自然災害が起きた場合は、市で復旧していきたいと考えております。

原則、市が管理するスポーツ施設の自然災害による被害は、市で復旧したいと考えてございますが、今回の岡田グラウンドにつきましては、再質問でも答弁させていただいたような事情から、ボランティアのご好意をいただいたということでございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　2番目に質問をさせていただきます。

性的少数者対応についてということで、ここではLGBTについて質問させていただきたいと思っております。

LGBTと言われるのは、ここで頭文字をとって、社会的に問題になっていることではありますが、私たちはこの国の誰もが安心して自分らしく生きる社会を願っているものであります。2015年の調査では、日本人の7.6%、13人に1人がLGBTという結果が出てきております。この言葉は、北欧やヨーロッパで使い始められ、日本では性的少数者や性的マイノリティという言葉も、同様に意味合いが用いられております。2017年5月、ことしの5月に報告書を発表して、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人たちが、性的指向・自認を理由に嫌がらせやいじめ、差別を受けるといった事例が、今でも日本中起きていることを明らかにしました。

一人一人置かれている状況は異なりますが、家庭、学校や職場、病院、その他の施設、公共あるいは民間サービス提供時、日常生活のさまざまな場面で困難に直面している人がおります。社会から孤立し、自傷行為に追いやられてしまう人も少なくありません。

しかし、日本には差別を禁じ、LGBTの人たちを被害から守る法律は今ありませんが、2015年に超党派の議連が立ち上がる中、問題解決に向けた前向きな動きも一方あります。法案は、依然として調整中のままであります。オリンピック憲章には、性的指向に基づく差別禁止が明記されております。法整備に関する議論がさらに活発になることを期待しておる一人であります。差別の禁止、平等な権利を保

障していくことが求められると私は思っております。

そこで、岩出市のこの性的指向、LGBTに関して、どのような認識で、今後どのように取り組まれようとしているのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、性的指向や自認に関して、差別に対して、全ての人の平等な法的保護を保障する。それから、国際人権基準に基づいた差別の定義を国内法でも導入し、あらゆる形の直接的及び間接的な差別を禁止していく。同性カップルの婚姻を認め、異性間の婚姻で得られる権力を平等に保障する。公務員に対して、多様性と差別の禁止を含めた人権教育や研修を行い、公務員による偏見、差別的言動の問題に取り組み、その行為を是正していくということが求められているのであります。

先月、みずからカミングアウトされた、今、寝屋川のほうで駆け込み寺を計画されておられる高野山で修行され、僧侶になられた柴谷さんにお会いして、この話をお聞きしました。柴谷さん自身は、もともと早稲田大学を出て、新聞記者に約40年間勤められておったんですけども、男性から女性に性転換をされて、今、高野山大学で仏教を学ばれ、51歳で大学の研究員として研究をされております。僧侶になってからの悩みについてお聞きをしたわけではありますが、強く残った言葉に、誰もが多様性を尊重されるようにしていきたいと抱負を述べられておりました。

そこで、1番目の質問、先ほども言いましたが、岩出市として、今後どうしていくのか。

それから、2番目に、男女別記入欄の削除、これについてやっていくべきであるということが言われております。これについてお聞きをしたいと思います。

3番目に、岩出市の行政におけるこのLGBTの相談窓口をどこに置くのか、どこに相談窓口を設置をしていくのか、これについてご答弁をいただきたいと思ます。

4番目に、小中学校における啓発と教育について、どのような取り組みを今後していくのか。今まで取り組みをされているのであれば、それもあわせてお聞きをしておきたいと思ます。

それから、学校内でのトイレ使用、これについても抵抗のある生徒がいてるということをお聞きしたことがあります。それから、あわせて学校内における校則、この見直しについてどのように考えておられるのか、ご答弁をいただきたいと思ます。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　お答えいたします。

まず1点目ですが、岩出市男女共同参画プランでは、多様性を認め、さまざまな困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境づくりを重点目標に、性的少数者への理解の促進として、正しい知識と理解を深める機会の充実に取り組むとしてございます。

具体的な取り組みとしましては、男女共同参画企画運営事業で、和歌山県出身、女子プロボクシング元WBC世界フライ級チャンピオンの真道ゴーさん、講師にお迎えしての講演会の開催、それから男女共同参画推進ニュースによる啓発等に取り組んできたところでございます。引き続き啓発に取り組んでまいります。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　2点目と3点目について、通告に従い一括してお答えいたします。

性的少数者の方々におかれましては、さまざまな悩みや問題を抱えていると受けとめておりますが、特に、人権の問題が重要であると捉えており、窓口については人権相談において対応しております。人権問題以外の事柄につきましては、それぞれの関係機関に適切につないでまいります。

各種申請書等における性別記載については、今後、男女別記載の必要性の有無、記載方法等、他市の動向を踏まえ、調査研究してまいります。

以上です。

○吉本議長　教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員ご質問の4点目、小中学校における啓発と教育について、お答えをいたします。

性的少数者に対する正しい理解や対応につきましては、人権教育の1つとして捉えてございます。教員への啓発や研修につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり作成されました和歌山県人権教育基本方針をもとに、岩出市学校教育の指導方針と重点において、人権尊重の精神を育成することを指導の重点の1つに掲げ、4月当初に開催しています全教職員対象の研修で説明してございます。また、岩出市人権教育推進連絡協議会の夏期研修で、性同一性障害や性的少数者などの事例も挙げながら研修を受け、共通理解を図っているところでございます。

次に、5点目の学校内でのトイレ使用及び校則の見直しについてでございます。

社会はもちろん学校の中においても、男女の区別をしなければならないところ、

つまりルールを守らなければならないところがございます。その中の1つがトイレです。学校内で性的少数者の児童生徒などが在席していることが明らかな場合は、その人の困り感や生きづらさを解消するため、トイレや、あるいは校則、制服などが障壁であるなら、それらについて個別に相談の上、対応していくことが考えられます。その際、保護者や周囲の児童生徒への教育、理解も含め、一緒に考え、合意形成していくことが重要となってきます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長のほうからご答弁いただきましたが、文部科学省の通達、2015年4月30日に各都道府県並びに教育委員会宛てに文書が通達されておられると思うんですが、これについては目を通していただいているかなと思うんですけども、ご存じやと思うんですが、その中で、このゲイとかバイセクシュアル男性の自殺未遂、自殺の未遂が14%、こういうような実態にあります。ですから、自殺を考える人が65.9%いてると。

ここで問題なのは、教育事業における教員の研修であります。今、一般的な人権問題等を含めて、性同一障害に対する議論がされているんですけども、全国的には、事業で触れていない教員が約8割いてるという実態を報告をされております。7割の人が考える必要はないんだという見解を教員の中であるということでありませう。これが、教員の理解がされていない現状の中で、このものが急務であると言われていているわけでありませう。

文科省の通達によりますと、服装について、自認する性別の服装、衣服や体操着の着用を認めると。それから、髪型については標準より長い髪型を一定の範囲で認める、戸籍上、男性であっても。それから、更衣室については、保健室、多目的トイレ等の利用を認める。それから、トイレについて、職員トイレ、多目的トイレの利用を認める。それから、呼称の工夫として、校内文書を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として、名簿上、扱おうと。事業については、体育または保健体育における別メニューを設定する。水泳については上半身が隠れる水着の着用を認める。補習として別に実施をする。またはレポート提出で代替すると。そのような、あと2つぐらいあるんですけども、これらの対応をやっぱりすべきだという見解が出ていているわけでありませう。

今、教育関係、小中学校の生徒の中に、率からいうと、これは宝塚大学の日高先

生が発表されている資料なんですけど、小学校における性同一障害に対して、まだまだ十分でない。取り組みが十分でないということが言われてきております。

岩出市において、これは改善をしていく必要があると思いますので、人権問題を押しなべて言うんじゃないでして、この性同一障害について特化をして、やっぱり事業をしていくということが求められるんじゃないかと。

それから、男女別の記入欄の削除については、必要でないものについてはなくしていくと。これは滋賀県が、この前、県知事のほうで取り組みを発表されて、必要でないところについては、男女の記入欄をなくしていこうということと言われております。

それから、校則に関してですが、最近問題になっている大阪の高校で、自毛証明書を出すとか、もともと茶色の髪を黒色に染めてこいという問題で、今、社会的な問題になっているんですけども、そういうことは岩出市ではやってないと思うんですが、これらの校則において、見直しを一度やっていただきたいと思うんですが、それについてどのようになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、今回の問題では、特にこういうことを言われておりました。柴谷さんが言われているのは、和歌山県内はおくれていると。それから、就職にも壁があると。トイレの利用の問題ですね、障害者用のトイレ。それから、医療費については保険適用がないと。それから、学校での校則、丸刈りの強制をしたり、男女の区別をされると。通常、ゲイの人、差別用語であるんですが、オカマという表現を使って、日常的に使われていると。これはその人にとっては非常に屈辱を受けるということがありますので、心の障害に結びつくということがありますので、そういう使用についてはやめるようにやっていくということが求められるんじゃないかと。

今、行政の窓口について、どこに設置するのか曖昧で答弁がありませんでしたが、行政の窓口については、どこに置くのか、誰が担当するのか、これについて再度明確に、ここへ行けば岩出市では対応できるよ。それから、小中学校においては、この専門の教育を受けた、研修をされた教員が、そういう人たちの子供の悩みを聞く、そういう教員養成もあわせて重ねてお願いをしたいと思うんですが、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再質問にお答えをいたします。

まず、人権教育として押しなべてするのではなく、この問題に特化した教育をす

べきであるというご質問があったかと思えます。人権教育の基本といたしますのは、違いを排除しない。みんな違って、みんないいという考え方が、学校教育で行われる人権教育の基本であろうと思えます。LGBTへの対応についても、考え方は、基本的に同じでありますので、特段、特化しなくても、人権教育としてのしっかりした考えを持っていれば、十分対応していけるものと考えてございます。

なお、学校の授業で取り扱う際、当事者が学校に在席している場合は、大変デリケートな問題となります。性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえること、教育の内容について、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくこと、こういった計画性を持って実施することなどが求められているところであり、適切な対応は個々に応じて変わってまいります。

そのため、しっかりと当事者及び保護者と合意形成を行うことはもちろん、日ごろから人権尊重の視点に立った学校づくりを行ってまいりたいと考えてございます。

それから、専門の教員養成ということもあったかと思えますが、やはり教員の心構えとして、先ほど申し上げたように、一人一人の違いをきちんと認めていく、その姿勢が後ろ姿の教育とよく言われますが、それが子供たちにも伝わっていくんだらうと考えています。尾和議員ご自身が、ふさわしい言葉ではないと思えますが、オカマという言葉を立ててご質問される中で、教員が、テレビなどで、今こういった言葉を取り上げて、心ない発言する中で笑いをとる、こういうシーン、たくさん見られますが、これは学校教育であってはならないと私は考えます。

そういった意味で、教員も細心の注意を払いながらやっていけるよう、必要な情報は学校に流していきたいと思えますし、もちろん議員がおっしゃった文部科学省の通知については、私どもも周知しておりますし、学校でも、それぞれの研修を行っているところでございます。

それから、校則につきまして、茶髪の話がございましたが、この茶髪の話につきましては、校則に定めているところと定めていないところが、実際、本市の学校ではございます。校則の有無にかかわらず、急に髪の毛の色を変えたりしたという場合は、子供が発するある種の訴えであるとか、家庭環境の変化であるかもしれない、そういう捉え方が重要であって、そういった児童生徒については、子供や保護者に対して話を聞き、適切な対応をとっていきたいと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問のうち、担当窓口はどこかというところをお答えさせていただきます。

今回のご質問にある性的少数者の方々に関しましては、まず人権の面からの相談が最も大きいものであると考え、担当窓口を福祉課というふうにしております。それから、特に、人権侵害等、その相談の中で、人権侵害に値するものというふうになれば、他の人権相談と同じく、人権侵害として適切に対応していきたいと考えております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 各種申請書における性別記載の件ですけれども、先ほど、生活福祉部長の1回目の答弁で、市としての答弁を話しておりますが、再度お答えをさせていただきますと、同じ内容になります。各種申請書等における性別記載については、今後、男女別記載の必要性の有無、記載方法等、他市の動向を踏まえ、調査研究をまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題については、今回初めて、私、取り上げましたので、継続して、岩出市の取り組み状況をチェックしながらやっていきたいと思っております。

それから、これは法政大学の総長が、最近、公にされた文書がありますので、執行部の皆さん初め、認識をしていただきたいと思いますと思うんですが、宮中の晩さん会で、同性のパートナーを伴うことに反対をして、あるヨーロッパの市長であります、同性パートナーを連れてきたと。このことに対して、自民党の竹下 亘が反対理由として、日本の伝統に合わないという発言をして、醸したことがあります。

私は、これについて、日本ほど同性愛者への偏見がない国は珍しかったと。その傾向は古代からあり、貴族、僧侶、武士のゆゆしき文化として継承され、江戸時代はそれが庶民に広がったわけなので、日本の伝統的な宮中晩さん会にそぐわない理由はないと。

もう1つ、伝統を盾にしている事柄がある。選択的夫婦別姓を妨げる動きだ。日本人の夫婦が同性になったのは、1898年（明治31年）夫婦別姓、それまでは夫婦別姓だったんです。このときも日本の伝統に合わないという反対がある。このように伝統に合わないという言葉は、私の意見と違うという意味に使われる。

しかし、今日のような日本に対する無知は、政治家だったら恥ずかしくないのか。

しかも、欧米の多くの国や州は選択的夫婦別姓となっており、主要7カ国、G7の国々で同性カップルの法的保障がないのは、今や日本だけだ。台湾あるいはインドネシアにおいても同性婚を認めておるんです。

事態に最も深刻だと、竹下氏は発言が批判されると、言わなきゃよかったと述べたそうだ。自分の見解、理解が及ばなかったのではない。政治家が民主主義国家の根幹にかかわる人権や多様性の意味を理解していないのである。法政大学は、この多様性宣言を推進し、それには人権意識の進化は欠かせない。LGBTなど性的少数者が、ここ最近、人間の普通のあり方として定着していることを前提に、差別を恐れず、学べる環境づくりが大学の役目だ。近く、英国からシンポジウムに出席する女性教授を迎え、同性パートナーとして、ともに来日するというので、日本として恥ずかしい限りだ。そのように法政大学の学長が述べられております。

私たちは、これらの問題について、学校教育、それから行政として、この性的同一性障害、LGBTについても真剣に考える、そして1つでも改善をしていく、そういう取り組みを求めておきたいと思います。

何かご答弁があれば、ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 お答えいたします。

日本は法治国家でございまして、結局、法的根拠がどこにあるかということかと思えます。先ほど同性パートナーシップ制度ということもお話いただきましたが、これは憲法上の問題があるということで、1自治体の中の条例によって、こういう制度を導入しているということでございます。

今回の衆議院の選挙において、各政党全て、このLGBTの差別禁止法の制定ということについて公約に上げられておりますので、今後の動きについて見ていきたいと思えます。

それから、先ほどもありましたけど、結局、多様性を認めるということでございますので、市行政といたしましては、LGBTにかかわらず、全ての人権が認められる岩出市の構築に努めてまいりたいと、このように考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3番目に、下水道工事に関して、新田広芝地内の問題について質問をさ

させていただきます。

市民生活の環境改善のために、公共下水道の整備は否定するものではありません。しかし、この工事による当該地に接する住民や営業されている方においては、その期間、お客様が激減し、収入が少なくなり、家賃すら払えない状況にあるということで、先日、お聞きをしました。

今回の工事区間である約半年間における工事によって、市民の方からの相談に乗ってまいりまして、担当課とも同席して、協議をしてまいりました。この道路に隣接する人の声を行政として、どのように認識しておられるのか、問うておきたいと思えます。

当初、工事開始時点において、十分な説明と理解を求めてきたのか。その後、スタートのボタンのかけ違いが起きているのではないか。現場の声を披露しますと、交通どめにより営業が不可能に近い状態で収入が激減した。ガードマンが配備され、交通整理をしているが、案内の態度が問題が多かったと。精神的にストレスがたまり、血圧が180にもなってしまう、医者にかかっている。真綿で生殺しにされているようであると。営業補償として、真摯に補填してくれないかというようなもろもろの苦情をお聞きしました。押しなべて、一般的に行政として、できる範囲で、これらの市民の声に対して応えていくべきだと私は考えております。

2番目に、この一連の工事の対応について、今後どのようにしていくのか、横断的にこの問題を取り上げて、これを教訓にどうしていくのか、岩出市行政の手腕が求められるというように思いますが、ご答弁をいただきたいと思えます。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 尾和議員のご質問の3番目、下水道工事についての1点目、工事による通行どめ、市民の声にどう応えたのか、新田広芝地内のご質問にお答えします。

下水道工事の実施に当たっては、工事概要、工事期間、施工方法、交通規制などについて、地元説明会を開催し、当日欠席された方には、後日、各戸に資料を配布しております。また、周辺地区の方には、工事周知のための回覧を行い、通行車両には工事予告看板を設置し、工事中につきましては、迂回看板並びに交通誘導員を配置しております。

特に、営業している店舗へは、スムーズに行けるよう誘導看板の設置や出入り口を確保するとともに、交通誘導員の配置を行い、影響が最小限となるよう努めてお

ります。当該工事の新田広芝地内においての説明会では、迂回路を確保をしているため、通行どめに関する質問もなく、工事にご理解、ご協力をいただけたと考えておりました。

しかしながら、工事着手後、通行どめに関しての問い合わせが1件あり、その方は店舗を経営されており、売り上げが減少しているため、営業補償の対象にならないかとの問い合わせがありました。迂回路の確保など必要な対策を講じておりますので、公共工事による補償はできない旨を説明しております。

次に、2番目の今後の対応と対策はどうかにつきましては、今後も市民の皆様には、通行規制などでご不便をおかけいたしますが、地元説明会などを十分説明し、ご理解、ご協力をいただき工事を進めてまいりたいと考えております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、局長のほうからご答弁いただきました。今言われた答弁については、私は否定するものではありませんが、現実的に、一般家庭であれば、その期間、朝晩車が通れたら可能であるというふうに思うんですが、ただ、営業されている方、小規模零細で営業されている方の配慮というんですか、最大限配慮しないと、こういう問題が派生をして起きてくるということになりますので、今後については、この問題も含めて、十分な手だて、事前説明、了解、こういうものについて、前もってご理解をいただくような取り組みをぜひ求めておきたいと。やはり市行政としては、市民の皆さんの協力がないとだめなんで、仕事だからということで、そのけりどんどん工事やるよというんじゃなくして、市民のそういう思いをどのように受けとめて工事をしていくのか。円満に工事が早期に完了するようにしていただくということが求められるんじゃないかなと思います。

それから、説明文書等についても、その方が拒絶されて、ポストに入れて帰られるということがあって、ポストのところにガムテープを張って、そういう書類を入れるなという拒否反応をされてきているのが実態でありました。そこら辺も含めて、今後、全ての岩出市の工事におけるかかわりについては、十分な市民に理解を求めていって、円滑に工事が遂行できるような体制を求めておきたいと思います。

ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 先ほど答弁させていただきましたが、工事着手前に地元説明会

を開催しまして、工事概要、工事期間、施工方法、交通規制など、いろいろと説明をしております。また、資料についても各戸に配布しております。また、工事中の現場周辺には工事中止のための看板も掲示しております。

今回、この店舗の方につきましても、事前に、工事期間、迂回路、迂回看板の設置場所についても協議をさせていただいております。ご理解をいただき、工事に着手しております。強引に工事に着手したとは考えておりません。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目について質問させていただきます。那賀病院の労働実態についてお聞きをしたいと思います。

昨今、医療関係における労働者の過労死が全国的に報道されて、社会的問題になっております。この問題については、第一人者である川人弁護士が警鐘されておりますが、遺族側代理人であるこの弁護士が、東京都内の病院に勤務していた男性研修医、当時30歳代の研修医が自殺したのが、過労が原因だとして、東京労働局の品川労働基準監督署が労災認定をしたという事案であります。

会見の中で、病院側は、長時間労働を認識していたのに、十分な策を弄していなかったと指摘をしております。長時間労働で疲弊し切っている中での自殺だったと言われております。

男性は、2010年4月に医師免許を取得して、2013年4月からこの病院に勤務をして、150時間を超える長時間労働が常態化をしていたと。睡眠不足になって、躁鬱状況の中で、2015年7月12日にみずから命を絶ったという事案であります。

男性の両親が労災申請をして、労災認定をされたわけですが、労基署の決定によると、男性は自殺する直前に精神疾患を発症していて、電子カルテや関係者の証言などから、1カ月の残業時間が173時間ということが確認され、過労が原因であったと言われております。

そういう状態の中で、私は当該の設置組合である一部事務組合の那賀病院の実態について、私は危惧している点がありまして、今回、那賀病院に関して、3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点は、労働協約及び就業規則はあるのかどうか。あれば、これは提出を

いただきたい。

それから、2番目に、労基法36条の協定及び届け出はされているのかどうか。

それから、那賀病院における超過勤務の実態について、5年間において違反件数及び最長時間について、業種別にご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、那賀病院の労働実態について、お答えいたします。

いずれの答弁も那賀病院から聞き取りした内容となっております。

1つ目の労働協約及び就業規則についてですが、労働協約はありませんが、就業規則はあるとのことです。

それから、2つ目の労働基準法36条協定は、毎年4月に橋本労働基準監督署に届け出しているとのことです。

3つ目の過去5年間の超過勤務の実態についてですが、月80時間超の件数は、平成25年度で、医師13件、事務員3件、平成26年度、医師8件、事務員1件、平成27年度、医師7件、事務員1件、平成28年度は医師のみ12件、平成29年度におきましては10月までで、医師のみが20件となっております。

1カ月の最長時間ですが、平成25年度、医師105時間、看護師37時間、事務員87時間、薬剤師26時間、診療放射線技師14時間、臨床検査技師10時間、リハビリ、これは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の皆さんを総称して申し上げます。リハビリ11時間、管理栄養士27時間、社会福祉士36時間、臨床工学技士56時間、臨床心理士9時間。

平成26年度、医師108時間、看護師40時間、事務員89時間、薬剤師35時間、診療放射線技師17時間、臨床検査技師10時間、リハビリ38時間、管理栄養士19時間、社会福祉士49時間、臨床工学技士69時間、臨床心理士27時間。

平成27年度は、医師119時間、看護師35時間、事務員83時間、薬剤師39時間、診療放射線技師30時間、臨床検査技師15時間、リハビリ42時間、管理栄養士13時間、社会福祉士68時間、臨床工学技士45時間、臨床心理士19時間。

平成28年度につきましては、医師100時間、看護師34時間、事務員64時間、薬剤師44時間、診療放射線技師47時間、臨床検査技師13時間、リハビリ42時間、管理栄養士5時間、社会福祉士61時間、臨床工学技士67時間、臨床心理士4時間。

平成29年度10月までにおきましては、医師が143時間、看護師35時間、事務員60

時間、薬剤師34時間、診療放射線技師50時間、臨床検査技師17時間、リハビリ35時間、管理栄養士5時間、社会福祉士57時間、臨床工学技士57時間、臨床心理士7時間と聞いております。

なお、就業規則に関しましては、情報公開請求をいただきまして、対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。非常に36協定の範囲を超えた部分が生じているということで認識をしておるんですが、これに対して、副管理者である中芝市長が、この那賀病院の実態を今聞かれたと思うんですが、今後どうしていくのか、これが求められると思うんですね。これについてご答弁をいただきたいと思いません。

それから、やはり私はなぜこれを言うかということ、異様な残業が共同通信社で19施設、それから、愛媛県の勤務医の残業が、愛媛県立病院で1割強が過労死レベルだと言われている報道もあります。それから、過労死によって医者が、ここ日本医療労働組合連合会の調査でも、20件余りが医者がみずから命を絶っているという現状があります。ここらを踏まえて、那賀病院において、この労働時間、過密になって長時間労働になっている。これは看過できないと思いますので、今後どのような対策をしていくのか、労働基準法を守るという立場でご答弁をいただけたらと思いますが、ご答弁ください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

この場は岩出市議会であり、岩出市行政についての質問を岩出市執行部としてお答えする場所であると認識しております。尾和議員のご質問は那賀病院に対してなされるべきものであり、那賀病院経営事務組合が答えるべきものであると考えておりますが、あえて副管理者ということでもありますので、お答えをさせていただきます。組合議会でそのような質問があれば、管理者である紀の川市長とともに誠実に答弁をすることにいたします。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 那賀病院の超過勤務実態、どう考えるかでございます。ご承知

のとおり、那賀病院は地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院であります。よって、法律上、特別地方公共団体となり、市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営をされております。

最初の質問については、質疑通告を受けましたので、病院に聞き取った上で答弁いたしました。尾和議員のご質問、先ほど市長も申し上げましたとおり、本来、那賀病院に対してなされるものであり、岩出市がお答えするものではありません。この質問については、那賀病院のほうにはお伝えしたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私は、一部事務組合であっても、岩出市と紀の川市で共同で設置をしておるわけですよ。管理監督者は、紀の川市長と副管理者は岩出市長になるわけですよ。一般質問というのは、岩出市行政全体のことについて質問しているわけであって、この答弁については答えられないという逃げの答弁は、私は問題があるというふうに思っております。

そこで、そしたら、このような労働基準法に違反をしている実態について、そしたら、那賀病院へ行ってやるのか、それとも新聞報道でやるのか、それはどういうような見解をとっていくのか。私はこの問題について、今、ご答弁は答弁できないということをおっしゃったので、今後についてはそういう手段も考えているということをおし添えておきたいと思っております。

いずれにしても、現実に那賀病院内における医者長時間労働というのは看過できないわけですから、岩出市も、その一端の責任があるということをおし添えておきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども市長が申し上げたとおり、那賀病院の労働条件についてでございますが、この場合は岩出市議会でございます。市の行政についての質問を執行部としてお答えする場所であるということでございます。本来なら、この場でお答えする必要はないと思っておりますが、私も議会議員という立場でございます。そういうことでありますので、議員おっしゃるように、私は議員としての立場で労働条件についての質疑が

あったということを組合議会のほうに伝えてまいります。

○吉本議長 これでは、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問をさせていただきます。

私は、農業振興政策についてということで、今回、農業生産工程管理について、GAPという、頭文字をとっておるんですけども、これに関して質問をさせていただきます。

近年、農業を取り巻く状況というのは、よいもの、農産物をいかに供給するか、よりよいものを取りもなおさず、人間が食して害しないものであると言われております。2020年のオリンピックに向けて、今後どのように取り組んでいくのか。このGAPの認証がない農産物については、オリンピックでは使用できないと言われております。

そこで、このGAPに関して、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みであります。これについては、我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や需要者の信頼の確保が期待されております。

平成29年3月現在、4,500の生産者が認証を取得されております。この対象となる農産物では、野菜、米、麦、果樹、お茶、キノコ類であります。岩出市において、既に認証されている生産者はおられるのでしょうか。

これの取得に関して、多くの課題があります。認証には、費用が約四、五十万かかると言われております。助成制度を設けるべきであると考えておりますが、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、補助事業として、今後どのように取り組みをするのか、これもあわせてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 農業振興政策についてお答えいたします。

1点目、農業生産工程管理（GAP）。

GAPに関しては、本市においても消費者の食の安全、安心への関心の高まりとともに、国内農業や国内農産物に対して、食品としての安全性や環境に配慮した農

業の実践などが求められる中、農産物の安全確保、環境の保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であると認識しております。

次に2点目、GAP認証取得の助成制度については、国の平成30年度予算概算要求で、GAP拡大推進加速化事業として、都道府県において認証取得にかかる費用の補助事業がありますので、ご活用いただけるものと考えております。

次に3点目、補助事業として、今後の取り組みについては、和歌山県において、平成19年度からJAと連携し、安全・安心な農産物の供給と環境に優しい持続的農業を目標とし、生産者にGAPの導入・推進を実施してきており、当市におきましても、国・県等の補助事業を効果的に活用し、JAと連携を図り、農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を推進していきたいと考えております。

なお、GAP認証を受けた事業者ですが、和歌山県内で1件、岩出市内でゼロ件となっております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 このGAPに関しては、認識が統一をされていると思うんですが、平成30年度の概算要求でも、この拡大推進が図られようとしております。農業経営確立支援事業として、補助率は定額であります。都道府県が主体になって、6,960万円の数が入示をされております。これらの認証手続において、岩出市においては、岩出市を窓口にするのか、それとも県に直接この認証にかかわる費用を申請をして、補助をもらっていくのか、こちら辺についてお聞きをしておきたいと思っております。

ただ、残念なのは、岩出市で、いまだにゼロ件であるということではありますが、これは急速に2020年に向けて、農業生産者にとっては求められる課題でありますので、岩出市も積極的にこの認証獲得に向けて、農業者に対して指導・助言を求めておきたいと思っております。

ご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

1点目、岩出市が窓口となるのかどうかですが、国・県で事業は確定しておりますが、窓口がどうなるかといったところはまだ決まっておられませんので、今後、県と密に連絡をとり合って、その辺、決めていきたいと考えております。

それから、先ほど申しましたように、岩出市でもGAPに対して有効な手法であ

ると認識しておりますので、今後そのPRも積極的にしていきたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、教育環境改善について質問をさせていただきます。

私は、この問題について、6月議会、9月議会において、教育委員会に対して、教員の長時間労働の実態や負担軽減、削減対策を求めてまいりました。その後、岩出市として実態はどのようになっているのか。その際、市の答弁では、小学校で80時間を超えているのが1.23%、それから45時間を超えているのが33.3%あると。中学校では7.53%、それから45時間以上が23.6%と、答弁をいただいております。校長に対して、適切に負担軽減を図るよう指導していくということでご答弁をいただきました。その後の岩出市の取り組み、実態、これについてお聞きをしたいと思います。

次に、給特法に関するこの問題について、岩出市の見解と、これが大きな足かせになっているということが言われております。この問題について、岩出市はどういう取り組みをしていくのか、重ねてお聞きをして、岩出市の対応をお聞きをしたいと思います。給特法というのは、これはブラック労働の背景に、現在捉えられております。教員の長時間労働をなくしていくという基本姿勢に立って、給与月額4%に見合う金を払っているから、それ以外の実働の残業なりについては、実際上払われていないと。この4%に計算しますと、月であわせると、7時間から8時間という計算になるそうであります。このような実態が、教員の長時間労働を生み出しているといっても過言ではありません。これについて、岩出市の教育委員会としてのご見解をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の1点目、過去、質問してきた以降の岩出市の取り組みについて、お答えいたします。

教員の働き方につきましては、前回、9月議会でお答えしたとおり、教育委員会

といたしましても課題意識を持って既に取り組んでいるところがたくさんございます。8月に出された中央教育審議会初等中等教育分科会の学校における働き方改革特別部会からの緊急提言につきましても、校長会や個別のヒアリング等で周知、指導しているところでございます。

2点目の給特法に関する見解ということでございますが、教職員の給与は、市町村立学校教職員給与負担法により、都道府県が負担することとなっていることから、県費負担教職員となります。よって、給与等に関する内容については、市がお答えする立場にはございません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、具体的に取り組みをしてきたということなのですが、どんな取り組みをして、どれだけ長時間労働が減ってきているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、給特法に関しては、やはりこの問題については避けて通れない、教育委員会として問題意識を持って、やはりここに関係する課題でありますので、ここを見直していくということを不断に努力をしていただきたいと。

それから、文科省においても、この給特法については、審議会等で、今問題になって、見直しをする必要性があると言われておりますので、ここら辺については意見を、県のほうの窓口であれば、県のほうに意見具申をするという行動をとっていただきたいと思います。

以上、2点についてご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、どんな取り組みをして、どれだけの超過勤務が減ったのかということについてでございますが、取り組みにつきましても、9月議会でもお答えしたとおり、既に市費による適応指導教室の開設あるいは特別支援教育にかかわる介助員、事業にかかわる学校図書館司書の配置など、市費で行ってございます。

また、県費を活用して、問題行動等への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校支援員、スクールサポーターなどを配置してございますし、中学校の部活動につきましても、1週間のうち1日を休養日としてございます。また、体力テストの集計あるいは岩出市学力調査の採点・分析を先生に

任せるのではなく、業務委託してございます。

また、各種調査の精選をすることで、教員の負担軽減に引き続き取り組んでまいります。

どれだけ減ったかということですが、11月から12月にかけて勤務時間の実態把握調査を現在してございます。現在、集計・分析を行っているところであり、まだどれだけ減ったかということについては、お答えできる状況ではございません。

それから、給特法の見直しについてでございますが、このことにつきましては、教員の働き方改革特別部会のほうで中間報告案がまとめられたようでございます。その中で、給特法のあり方は、引き続き議論を進めていく必要があると明記されているようでございます。その議論を待ちたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。11月、12月については、今、調査中だということですが、その際、私はタイムカードを設置して、労働時間の実態を正確に把握する必要があるということも申し添えてきております。これについては、今ご答弁がありませんでしたが、今後について、そういうタイムカードによる実働の把握を正確にやっていくという考えはお持ちでないのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、11月、12月については、そしたら実態把握が出た段階で、議会のほうに提出をいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えをいたします。

タイムカードの導入に関しましては、現在考えておりませんが、まずタイムカード導入という手段ではなく、超過勤務を解消するという目的をしっかりと認識した上で、超過勤務になる要因や、その解決に向けた手だてを今後検証していきたいと考えてございます。

なお、勤務実態調査について、議会提出をということでございます。このことにつきましては、議会から要請があれば対応したいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。